

令和4年(2022年)5月27日
企画振興部地域振興課地域連携支援係
(課長) 渡邊卓志
(担当) 木次文訓 宮澤健太
電話: 026-235-7023 (直通)
FAX: 026-232-2557
E-mail: shinko@pref.nagano.lg.jp

県内過疎市町村の追加公示について

1 過疎市町村の追加公示について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第43条の規定により、令和2年国勢調査の結果による過疎市町村の追加公示が行われた。(令和4年4月1日)

本県における追加公示の対象市町村等は以下のとおり。

(1) 全部過疎市町村

32市町村 (+3) [新規指定+1(立科町)、一部過疎から移行+2(佐久穂町、飯綱町)]

大町市、飯山市、小海町、**佐久穂町**、北相木村、**立科町**、長和町、中川村、阿南町、平谷村、根羽村、売木村、天龍村、泰阜村、大鹿村、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町、麻績村、生坂村、筑北村、小谷村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、**飯綱町**、小川村、栄村

(2) 一部過疎市町村

8市町村 (+1)

[新規指定+2(上田市[旧武石村]、安曇野市[旧明科町])、特定市町村から移行+1(塩尻市[旧檜川村])、全部過疎に移行△2(佐久穂町[旧八千穂村]、飯綱町[旧三水村])]

上田市、中野市、**塩尻市**、飯田市、伊那市、佐久市、**安曇野市**、阿智村

(3) 特定市町村(卒業団体)

3市村 (△1) [一部過疎に指定△1(塩尻市)]

長野市、松本市、南相木村

(4) 過疎市町村等合計 **43市町村 (+3)**

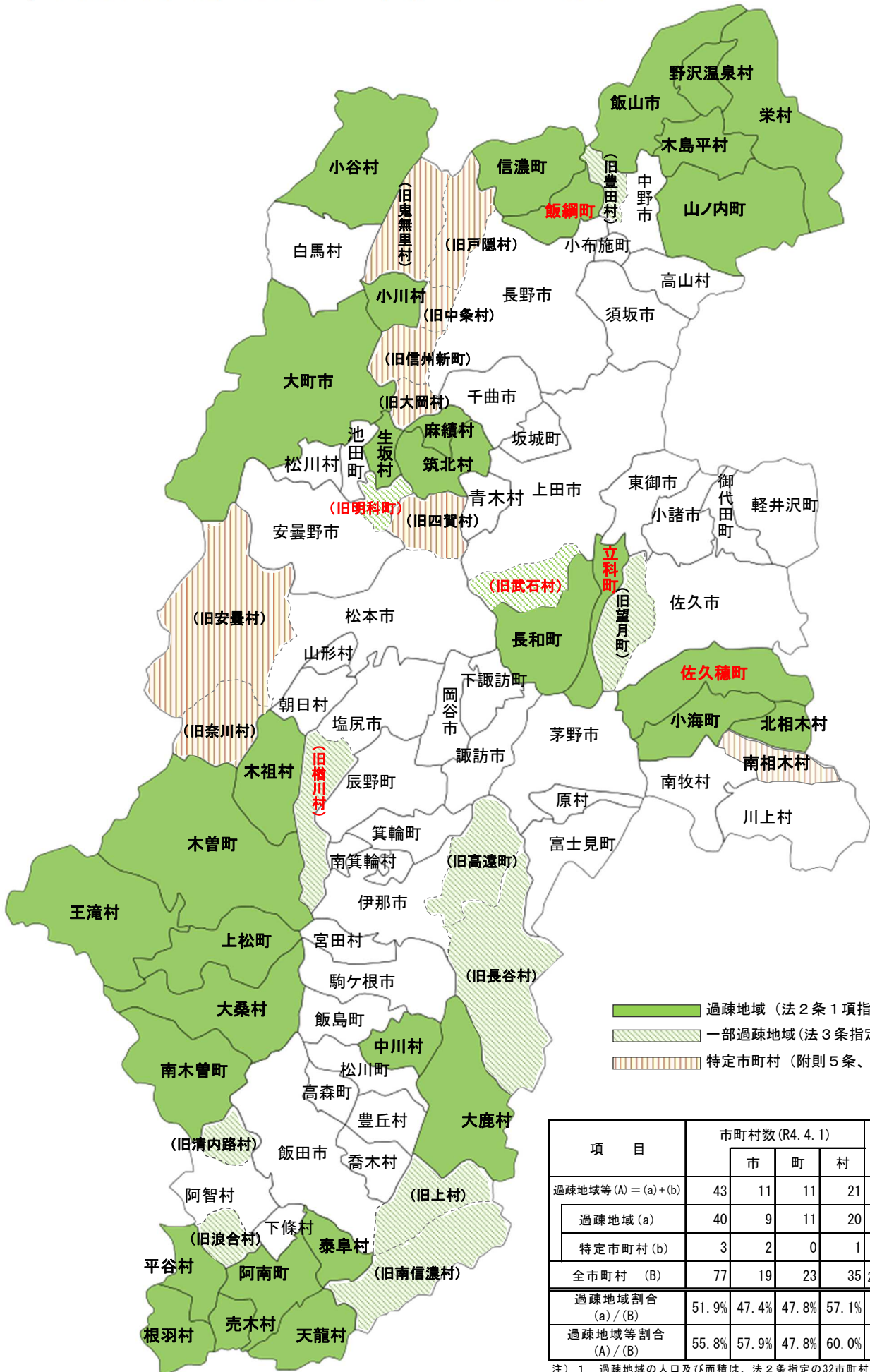
2 追加公示に伴う長野県過疎地域持続的発展方針の改定について

➤ 令和2年国勢調査結果による過疎市町村の追加公示を踏まえ、昨年8月に策定した方針を改定

【主な改定事項】

- 各種数値(人口、財政力等)の修正
 - 追加公示市町村に係る地域別方針の修正
- 新規団体等に対しては、過疎対策に関する情報提供や、市町村過疎計画の策定(改定)に当たっての助言等のサポートを実施

長野県の過疎地域等 <令和4年4月1日現在>



項目	市町村数(R4.4.1)			人口 (人)	面積 (km ²)
	市	町	村		
過疎地域等(A) = (a) + (b)	43	11	11	216,692	7,573.7
過疎地域(a)	40	9	11	199,292	6,480.7
特定市町村(b)	3	2	0	17,400	1,093.1
全市町村(B)	77	19	23	2,048,011	13,561.6
過疎地域割合 (a) / (B)	51.9%	47.4%	47.8%	9.7%	47.8%
過疎地域等割合 (A) / (B)	55.8%	57.9%	47.8%	10.6%	55.8%

注) 1 過疎地域の人口及び面積は、法2条指定の32市町村と同3条指定の一部過疎地域である旧11町村の数値。
 注) 2 特定市町村の人口、面積は旧過疎法において過疎地域であった区域の数値。
 注) 3 人口・面積はR2国勢調査の結果による。